

事務連絡
平成24年4月10日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「検査料の点数の取扱いについて」（平成24年3月30日付保医発0330第8号）をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所1

本文中1(4)及び別添1第2章第3部(4)

誤：1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加え
る。

(4) CCRタンパク (フローサイトメトリー法による場合)

正：1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加え
る。

(4) CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合)

訂正箇所2

本文中2(3)ア及び別添1第2章第13部(3)ア

誤：ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

正：ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。

(4) CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）

ア CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）及びCCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

2 別添1第2章第13部第1節N005(1)中「FISH法又はSISH法」を「FISH法、SISH法又はCISH法」に改め、(2)の次に次のように加える。

(3) ALK融合遺伝子標本作製

- ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。
- (4) CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）
- ア CCR4タンパク（免疫染色組織標本による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。
- イ CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）及びCCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医基0305第1号)

		改 正	後
別添 1	医科診療報酬点数表に関する事項		
第 2 章 特掲診療料			
第 3 部 検査	D 0 0 6 - 4	遺伝学的検査	
(1) ~ (3)	(略)		
(4) CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合)			
ア CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合) を行った場合は、区分番号「D 0 0 6 - 4」の遺伝学的検査及び「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「1 2」のHIVジエノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D 0 0 6 - 4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。			
イ CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合) 及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行つた場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行つた場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いづれの点数も算定できる。			
第 13 部 病理診断	N 0 0 5 HER2遺伝子標本作製		
(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCI			
第 13 部 病理診断	N 0 0 5 HER2遺伝子標本作製		
(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCI			

S H 法により遺伝子増幅標本作製を行つた場合に、当該抗悪性腫瘍薬の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

(3) AL K 融合遺伝子標本作製

ア AL K 融合遺伝子標本作製は、AL K 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H 法により遺伝子標本作製を行つた場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

イ AL K 融合遺伝子標本作製は、区分番号「D 0 0 6 - 4」の遺伝学的検査及び「D 0 0 6 - 9」のW T 1 m R N A の所定点数を併せて算定する。その際、「D 0 0 6 - 4」の遺伝学的検査及び「D 0 0 6 - 9」のW T 1 m R N A に係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

(4) CCR 4 タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)

ア CCR 4 タンパク(免疫染色組織標本による場合)を行つた場合は、区分番号「D 0 0 6 - 4」の遺伝学的検査及び「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「1 2」のH I V ジェノタイプ検査の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。

イ CCR 4 タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR 4 タンパク(フローサイトメトリ一法による場合)を同一の目的で行つた場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行つた場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いづれの点数も算定できる。

遺伝子増幅標本作製を行つた場合に、当該抗悪性腫瘍薬の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。